

201001025A

厚生労働科学研究費補助金  
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

困窮する非行少年とその支援に関する研究

(H22-政策-一般-007)

平成 22 年度 総括研究報告書

研究代表者 鮎川 潤

平成 23 (2011) 年 5 月

## 目 次

第 1 章 本研究の趣旨	1
第 2 章 今年度調査の概要	1
第 3 章 就労	3
第 4 章 家族、保護者等	5
第 5 章 住居、その他の自立のための要素	7
第 6 章 その他の関係施設	8
第 7 章 更生保護施設の相互作用	10
第 8 章 更生保護施設の職員	11
第 9 章 イギリス調査	12
第 10 章 おわりに	13

厚生労働科学研究費補助金  
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

統括研究報告書

困窮する非行少年とその支援に関する研究

研究代表者 鮎川 潤 関西学院大学法学部教授

第1章 本研究の趣旨

社会的に恵まれておらず、困窮に陥らざるをえないと考えられる少年に、司法の枠を超えて、厚生労働の分野と連携したどのような援助が可能かということが本調査のテーマである。

本調査は、とりわけ更生保護施設で生活する少年が、貧困状態を離脱して、再非行したり再犯したりするのを防止し、社会適応を促進し、それを達成させるのに有益な機制や達成を援助する制度について調査することを目的としている。

このため、平成22年9月から平成23年3月にかけて、更生保護施設在住の男子と女子の非行少年の聞き取り調査をはじめとする調査や情報と資料の収集を行った。とりわけ、ご協力を賜った更生保護施設にお礼申し上げたい。

第2章 今年度調査の概要

平成22年9月から平成23年3月にかけて、更生保護施設で生活している少年

への聞き取り調査を行った。また、少年たちへの聞き取り調査とほぼ同時期に、更生保護施設で生活している少年たちの保護者への聞き取り調査も行なった。

さらに、平成 22 年 12 月と平成 23 年 3 月に英国へ調査出張を行った。第一回は、英國ケンブリッジ州の少年裁判所における少年審判の参与観察、少年保護観察官との意見交換、少年刑務所を出所したり、保護観察（スーパーヴィジョン）にあたって困窮状態にあり住居のない少年のための施設を参観して調査し、さらに保護観察所の事務局長ら幹部との情報交換、保護観察の現場の施設の訪問と保護観察官の実務の聴取を行なった。第二回目は、英國ケンブリッジ州の少年保護観察所長との会談と情報収集を行なった。

なお、前述の国内の聞き取り調査についてより詳しく述べれば、非行少年への聞き取り調査は、関東地方、中部地方、九州地方の更生保護施設の協力を得て、これらの地域の更生保護施設に在住の男子と女子の非行少年、それぞれ約 10 名ずつに行なうことができた。また、保護者への聞き取り調査についても、4 少年の保護者へのインタビューを行った。後者の保護者への聞き取り調査は少年自身への聞き取り調査をはるかにしのぐ困難な状況に直面したが、これらの容易ではないアレンジをしてご厚誼を賜った更生保護施設の施設長や関係者のかたがた、ご協力いただいた諸施設、ご理解賜った保護観察所の責任者のかたに重ねてお礼申し上げたい。さらに、筆者の申出に同意してインタビューに応じてくださった少年や保護者のかたたちにも感謝申し上げたい。

本調査は、更生保護施設で生活する少年が、貧困状態を離脱して、再非行したり再犯したりするのを防止し、社会適応を促進し、それを達成させるのに有益な機制や達成を援助する制度について調査するのを目的としているが、いうまでもなくそのことだけについて直接的に聞いただけでは実際に考察に有益な情報が得られるわけではない。

上記のことを検討するのに有益な情報を得るために、本人から了承を得た上で、可能な範囲で自由にバックグラウンドについても語ってもらった。生育歴に応じて独自の人生観を発展させていることが判明したが、その内容は非常に興味深いものであった。そして、そのことが実際に上記のことを検討するのに役に立っている。

少年への聞き取りは、女子少年がおおむね 1 時間、男子少年がおおむね 30 分、

それぞれ更生保護施設の集会室、会議室または面会室を使用して、筆者と1対1で扉を閉めて行なわれた。施設の職員が立ち会うことはなかった。このように、施設に不利なことであれ、その悪口であれ、完全に何を話してもよい環境を提供してくれた施設の長の英断に感謝したい。

質問の主要なポイントは2つのことであった。一つは、改善されることを望む制度や対応について、もう一つはそのような制度があると社会に再適応し社会復帰が容易になると思われる制度などについてである。第一点に関しては、過去非行少年が出会ったり、そこで対応や処遇を受けた制度や機関に対して少年たちがどのように感じたのか、さらにどのように改善されるのが望ましいと考えるかについてが含まれる。これは、警察、検察、裁判所、少年院における経験に基づく要望についても述べられることが多かった。インタビューアーのほうから、特定の機関について、あるいは特定の施設の名前を挙げて質問するようなことはなかった。また第二点は、更生保護施設における生活に関する感想であり、改善を望む点も含まれる。さらに更生保護施設を出て社会的に自立して生活を営むにあたって、どのような制度や便益があれば、再非行や再犯を行うことなく社会的に適応していくことができるかについて質問したものである。

上述のように、インタビューアーのほうから特定の機関について質問したり、または特定の施設の名前を挙げて質問するようなことはなかったにもかかわらず、少年のほうから自主的に語られることもあった。前者では、たとえば警察による対応、警察での扱いへの不満について、自分が人間扱いされなかつたということが述べられることがあった。少年院についても是非が語られたり、少年院の教官の対応や少年院での処遇についての感想が述べられたりもした。

### 第3章 就労

家族からの支援が乏しく、十分な支援が与えられなければ困窮に陥ることが十分に予想される非行少年に、将来長期的に見て子育ても可能で安定的な生活が確保できる職業に就くことができるような機会をどのようにして提供しうるのか、という観点から質問と情報の収集を行なった。

更生保護施設では、男子少年では、とりあえずは協力雇用主との協力の下で提供できる工事現場や工場で労働することになる。工事現場や工場で働くことによって、合宿制の自動車運転学校などへ行って自動車運転免許を取る費用とともに、アパートやマンションを借りて生活を自立させるための費用を貯めるように努めることが望まれている。

また、そのように協力雇用主との提携によって得られる工事現場や工場で労働に従事することが当面の資金稼ぎとして有効であり、また就労することによって一日の生活のリズムが確立されたり、勤労意欲が涵養されたり、忍耐力が育つたりすることは見逃し得ない効果ということができる。仕事場で親方から信頼されて仕事を任せられることによって自信と生きがいを持つにいたる少年たちもいる。

ただ、当初やしばらくはそのような工事現場や工場への就労をせざるをえないとしても、次のステップとして結婚し家庭をもち子どもを養育するためには、どのようにしてより安定的な職業機会に恵まれることが可能かということが課題となつてこよう。

たとえばある少年は現在工事現場の仕事をしているが、将来配送関係の仕事をしたいと述べた。その理由は、お客様へのサービスができることが自分にとっては仕事の生きがいになるからであるというように語っていたが、そこには少年が顧客との触れあいによって他の人のコミュニケーションを求めていること、その労働の過程で自己実現をすることを求めているということが示されている。

女子の場合は、コンビニエンスストアのレジ、レストランのウェイトレス、社会福祉施設の職員、工場での作業などに従事することになる。将来について尋ねると、職業を経験した上で主婦になるという意見や、結婚した後に自営的に仕事をすることが語られたり、福祉関係の仕事に就くことを望んでいることなどが語られたりもした。

ただし、職業について、女子の場合は、あえていえば容易に多額の金銭を入手する方法を知っているし、実際に経験してきた人もいる。むしろ、成人がそうした機会を提供したり、そのように誘うことによって利益を得てきたりしてきているという側面もある。犯罪を行なわないでそのような仕事によって収入を得ている若い女性たちも一定数社会にいる。更生保護施設に居住する期間においてはそのようなことはないが、施設を出た後、仕事が見つからなかつたり、自分が希望

する職種ではなかったり、労働条件が過酷であったりするような場合は、やはり効率的に金を稼ぐ方法としてそうした仕事を頭の隅から拭い去ることは必ずしも容易ではないように思われる。性的サービスあるいは性的サービスに類似したサービスを提供することによって顧客に情緒的あるいは身体的な満足を与える風俗業への将来の従事をどのように避けうるのか、あるいはそれらの内容を細分化したり精査したりして、そもそもそれらの仕事をどのように考え方位置づけるのかということが、女子少年たちの長期的な人生という観点から将来を展望した場合に迫られている課題であるように思われる。

なお、職業を得やすくするための少年院における職業訓練については、少年たちによって肯定的に評価されている。ただ、更生保護施設の生活者のなかには、少年院で勉強し資格を取得することが奨励されるが、資格を取る際に受験料は個人負担になっていて多くの回数を受けられないため、いったいいつの段階で受験料を払うのか、いくらの料金を払うのかが課題となり、結局は受験料を用立てることができないままに少年院を仮退院したと語る少年たちもいた。少年院が受験料を負担しない理由としては、特定の収容少年にだけ便宜を図ったり、結果がよくなかつたときに、そうしたことにして税金を費やしたりすることが問題になるということも理解できなくはない。

#### 第4章 家族、保護者等

今後の家族について、すなわち結婚したり同伴者を得たりして自ら形成する家族について更生保護施設生活者に聞いたところでは、まだイメージがつかめないことも多く、とりわけ男子少年にこの傾向は高かった。

生まれた家庭や親子関係については恵まれない少年がほとんどであった。両親のいずれかが来日外国人で複雑な家庭環境の少年もいた。しかし日本人少年の場合も、複数の父親を経験していることは非常に多く、父親が4人いるようなケースもあり、不幸な死を遂げている父親を目撃しているようなケースも見られた。

なお、養護施設経験者に関して、そこでの問題がそのまま先送りされて來てい

ると思われるケースもあった。すなわち、社会福祉施設である養護施設もまた多くの非行や逸脱行動をかかえているのではないか。そして、そこで十分な問題解決が行なわれないままに少年院に送致される結果となる非行を行ってしまったのではないかと思われるようケースも存在した。

『犯罪白書』において少年院収容者について、単身家庭など親からの保護状態についての統計が出ているが、それだけでなく、社会福祉施設の収容少年について、あるいは児童自立支援施設の出身少年についての統計が必要ではないかと考えられる。そのことによってはじめてそれらの施設における処遇の改善されるべき課題が見えてくるのではないだろうか。

養護施設の生活経験者であっても、たとえば個人指導を受けて優れたピアノ演奏技能を身に付けてきている女子少年がいることにみられるように、一般家庭において与える事が容易ではないような機会が継続的に与えられて潜在的な能力を開花させることも行なわれており、更生保護施設での生活で提供される便益と指導をすべて問題にしているわけではない。なお、これは単なる仮説であり、実際にどのような実態になっているのかは、少年院を含めた矯正施設や養護施設などの協力を得た調査が必要なことといえよう。

また、報告者は本調査の計画を立てた時点で、更生保護施設の少年たちの保護者に会って聞き取り調査を行なうことがこれほど容易ではないとは予想しなかった。特に女子の施設においては、とりわけ少年院仮退院者については完全に親子関係が崩壊してしまっていることを改めて痛感した。

女子少年の保護者に更生保護施設への来訪を促しても、得られないケースがほとんどであり、なかには電話連絡さえもつかないケースもある。親が娘と会うことを拒否し、居所だけでなく連絡先さえも子どもに教えず秘匿しているケースもあった。

女子の非行少年のほうが家庭的な影響が大きいというのはこの分野でしばしば言い伝えられてきたことである。その際に、同じような家庭の問題状況であっても女子のほうが大きな影響を受けるというように筆者は解釈していたし、そのように講義もしてきた。しかし、女子少年の家族の問題状況のほうが深刻であり、あえてこの言葉を用いれば、崩壊の程度が大きく、激しいということを、今回の調査を試みることによってはじめて知ることができた。これは調査者にとって非

常に大きな発見であった。

繰り返せば、非行少女では家族についての認識の主観的な側面であり、女子少年のほうが恵まれない家庭環境に対して敏感に反応するがゆえと思っていたが、実際にも家族の崩壊度が大きいのではないかと思われる。

母子の絆が途絶えているような場合は、父娘関係についてより真剣に考える必要がある。一般的に専門家や現場での対応者は、女子に関しては思春期を迎えて初潮が始まったりするため、女親でないと親としての役割が果たせないと思っている。父子家庭であれば父親による子育てよりもむしろ近親相姦、性的児童虐待を懸念してしまう。しかし、母娘関係の決定的な崩壊にどのように対処したらいいのか、その際に父娘という関係的資源の利用について真剣に考える必要がある。母子家庭の場合、母娘関係が陥悪化すると親子関係が途絶してしまう状況に陥ることが多くなっており、日本における離婚時の単独親権の制度の問題性が浮き彫りになっていると考えられる。

## 第5章 住居、その他の自立のための要素

親や家族がいて自宅へ帰住するという数少ないケースを別として、アパートやマンションを借りる場合の保証人が得られがたいということから、住み込み、寮が備わっている就職先を希望する者もいる。

自宅へ戻るような場合は、一緒に非行を行った悪友からどのように距離を取るのか、非行グループに戻らないようにするにはどうしたらしいのかといったことが重要な課題になる。

また親や家族がいても、家族や親戚縁者の下に戻すのが適切ではない場合もある。搾取または虐待の対象となりかねないようなケースである。労働で得た収入を姻戚関係にある者に奪い取られてしまう可能性があるようなケース、しかも少年本人が奪い取られるというようなことを予想しておらず、たとえかすめ取られたとしても、はたしてそのことに気がつくかどうか不明なケースもある。

社会的に恵まれておらず、更生保護施設を出たのちに困窮に陥らざるをえないと考えられる少年にどのような援助が可能かということが本調査のテーマである

が、福祉の援助を得るよう指導しさえすればいいのではない。こうした便益を与えるべきではないと思われるケースが存在することが判明したのも、本調査の成果の一つであったといえよう。書類の申請をするように指導したり、申請を促進したりして、福祉のクライエントという地位を得させさえすればいいというものではないと思われることである。すなわち、少年本人が、社会福祉の利益を受けたくない、利益を受けないで生きたいと望んでいるようなケースである。

長い一生の展望に立った場合、本人の自立して生きていきたいという欲求は非常に貴重なものであり、さまざまな苦境に出会った場合にそれを克服するエネルギーともなるものであると考えられ、単に便益を得るよう押しつけたり強制したりすべきではないというように思われるケースも存在するといえよう。

なお、親類の下へ帰るのかあるいはアパートを借りて退院するのかが不明なままで推移し、親類との交渉がぎりぎりまでかかって流動的だったケースもあれば、少年自身の問題行動や意向の変遷のために変転するケースもある。更生保護施設から退所するにあたってどこへ行くのかという重要なことについて、一部のケースについては、非常にコンティンジェントな要因で決まるものであるということを目撃するに至った。

## 第6章 その他の関係施設

「第4章家族、保護者等」でインプリシットに触れたことであるが、養護施設などすでに犯罪などが発生していたとしても、職員によっては適切に対応されているのかという疑問がある。おそらく非行について知識や経験がなかったり、それらに乏しい職員がほとんどであり、対応が十分になされていない可能性があるのではないかと推測された。養護施設における問題行動、少年非行に早期の段階で適切に対応することによって少年院送致に至るほどの非行に発展させない方法があるのではないかだろうかと思われた。

また、少年院の生活を経験していた少年たちが多くいたため、少年院の生活についても感想や意見が述べられた。少年院時代のよかったですとされることはエピソ

ードとして語られる一方、よくなかったと思われることについてはより普遍的ないいかたで語られた。すなわち、少年院の規則の執行、規則違反の際の「調査」などの規則違反への対応について、それがアドホックに執行されていることなどが指摘された。

いい思い出として語られるのは、親身になって相談に乗ってくれた少年院の教官の話などである。また、エピソードとしては、たとえば、少年院の施設の外で、草刈の作業をしていたのだが、あまりに天気がよくですがすがしい日だったので、先生のほうから途中で作業を中断して、皆で草の上に寝転ぶことが提案され、あお向けに寝そべって空を見たのが楽しかったといったように、個別的に語られたりもした。

警察に関しては、第2章でも紹介したように、自分が人間扱いされなかつたということが繰り返し述べられることがあり、警察における少年の扱いについて人権への十分な配慮が求められているというように思われた。

聞き取り調査を行なった保護者のなかには、少年院へ行っていた少年について、少年院へ行く前は非常に小柄で「虚弱児」といってもよい状態であったのに対して、立派な体躯になったのに驚いたというものがあった。少年院は、少年たちに適切な食事を提供し、規則正しい生活をさせて、健康な身体の成長を促進させ、さらに十分な運動をさせて身体を鍛える施設でもあることが、あらためて認識された。

最後に、少年本人と関係機関との関係において十分な配慮を要するようなケースもあると思われることにも留意する必要があるのではないかと考えられる。「第4章 家族、保護者等」で言及したことであるが、より詳しく述べれば、更生保護施設に来る以前に生活していた社会福祉施設においてであると思われるが、養護の対象となるのかどうか微妙なボーダーライン的であったところ、福祉職員が気を回してその資格を得られるように手配したのではないかというように推測されるケースである。それは福祉職員の格段の努力と少年に対する配慮に基づいて行なわれたと思われることではあるが、そのことを少年自身はどうやら望んでいたことではなかったと推測されるような場合である。そのことが少年自身にとつて望まないことであった場合、悩んだり、その利用を拒否するというような本来する必要がなかった努力や精神的なエネルギーの消費を強いられる結果となつた

というケースもあるのではないかという冷静な分析さえも可能ではないかと思われる。

今回の困窮する非行少年の援助に関する方策を検討するにあたって、非行少年へ支援を行なう機関の間の連携の推進について必ずしも単純に正解が得られるものではなく、容易に解決策が提示できるわけではない課題に挑戦していることを自覚させるものであった。難しいことではあるが、この点についても考慮しながら今後の後半の研究を進める必要があるといえよう。

## 第7章 更生保護施設の相互作用

更生保護施設の少年たちからは、職員がほめてくれるということを喜びであると語り、それが励ましになるという発言がなされたことがある。

更生保護施設の少年たちは、今まで様々な機関、施設と組織を経験しているので、そこに勤務する職員たちと接してきており、常に自分が接する大人に関して比較が可能という状況にある。今までさまざまな環境と場面で出会った成人たちについて認識し把握しており、施設で生育してきた少年少女であればその観察眼は鋭いものを持っているといわざるをえない。

自分が在住したり経験してきた組織と職員の比較、たとえば保護観察官を更生保護施設の職員と比較したり、警察官と比較したりということを潜在的にせよ、顕在的にせよ行なっており、こうした発言が自動的になされることがある。この章の初めに述べたように、身近に接して目に見えて自分たちのために一生懸命働いている更生保護施設の職員の働きぶりについて、他の施設の職員とも比較しながら、働きすぎなので休んでほしいというほどに高く評価する少年たちが複数いた。

少年の中には、自分たちが行なった事件について、警察では話さず、少年院に行ってから話したケースもあれば、更生保護施設において職員に話したケースもある。

## 第8章 更生保護施設の職員

今回調査を進める中で、「困窮」しているのは非行少年ばかりか、むしろ更生保護施設の職員ではないかとさえも思われる事が判明した。

たいへん過酷な労働条件のもとで少年をはじめとする社会復帰を目指す更生保護対象者への働きかけがなされている。更生保護施設で非行少年の社会復帰を専門職とし、それで配偶者と子どもを養うのは容易ではない。更生保護施設では、4人または5人の職員で組織の体制が組まれているのであれば、そのうち1名なりとも結婚し子どもを養育している者がいるとすればいい方ではないかと考えられる。

複数の職員は、年金で生活し、少額の収入でフルタイムで働き、さらに夜間の指導や勤務を行なっている。つまり、非行少年や犯罪者を扱う分野で勤務し定年退職した後、年金を得ている元公務員が中心的な役割を果たさないと成り立たない施設となっているというのが現状である。今まで公務員として給与を得ていた分、その分野で恩返しすると言う意味での社会貢献という位置づけでもらっている性質のものだというのが適切とも思われる。払われる額は副収入にしか当たらぬといふか、あるいは副収入と呼ぶのさえもはばかられる額であり、そのため若い職員が就職し、そこで経験を積んで長期間勤務し、ベテランとなるよう育成しているということは、十分な給与を払えないことから困難なシステムとなっているといわざるをえない。これは更生保護施設すべてに共通した改善が望まれる根幹的な事柄ということとできよう。

更生保護施設を訪問し、さらに非行少年の引き受けについて質問してみると、少年は成人3人分の手間と時間がかかるという発言が複数の施設の施設長や補導主任から返ってきている。誰も同じ値段で3倍の負担となる仕事を引き受けたいとは一般的には思わないだろう。更生保護施設の監督官庁である保護観察所や更生保護委員会あるいは法務省保護局等が実際に負担の軽重について調査を行なうことが望ましいのではないかと考えられる。その調査結果に応じて、職員の負担に応じた措置費などが払われるなどとして、少年を受け入れるインセンティブを与えられるという施策が必要ではないかと考えられる。

また、非行少年を対象とする施設では、成人を対象とする場合とは異なり、児

童自立支援施設や養護施設などの職員と対象者との比率を参照して、更生保護施設の職員一人当たりの負担人口を低減させ、職員の負担率がほぼ拮抗する程度のレベルとなることが望ましいと思われる。

## 第9章 イギリス調査

英国の少年の保護観察と少年が矯正施設を出た後に、困窮状態にあり住居のない少年のための施設の処遇を調査するために平成22年12月と平成23年3月に英国へ調査出張を行った。第2章で述べたように訪問調査して行った内容は、英國ケンブリッジ州の少年裁判所における少年審判の参与観察、少年保護観察官との意見交換、少年刑務所を出所したり、保護観察（スーパーヴィジョン）にあたって困窮状態にあり住居のない少年のための施設を参観して調査し、少年保護観察所長との面談、さらに保護観察所の事務局長ら幹部との情報交換、保護観察の現場の施設の訪問と保護観察官の実務の聴取である。

本調査報告では、少年の矯正施設を出所したり、保護観察（スーパーヴィジョン）にあたって困窮状態にあり住居のない少年のための施設についてのみ記すこととしたい

少年の保護観察所すなわち少年のパロールボードと、宿舎を持っている施設は契約を結ぶ。したがって少年は、単なる社会福祉の援助を求める少年と同様に扱われ、それらの少年と同じ施設に居住する。少年たちは、その施設で生活し、そこが設けている規則に従い、それを破ったら退去することになる。少年の保護観察ボードは施設と年間契約をして、常時一定の居室の部屋数を確保している。

施設では、特段の少年非行からの離脱プログラムや犯罪の再犯防止プログラムを行なうためのスペシャリストがいるというわけではない。なお、矯正施設を退所した者のみが居住するハーフウェイハウスは成人に対するものだけしかなく、成人の刑務所退所者が多くて満杯状態となっている。

少年は、非行少年以外の少年と混交して居住し、したがって自由度は高い。矯正施設を退所する少年は保護者のもとへ帰る者が多い。ただし、親が拒絶するような場合、こうした施設に数か月居住することになり——英国ではアパートをフ

ラットと呼ぶが——フラットを見つけて退出することになる。

ただし、その地方のフラットの数と居住希望者の数との需給関係から、フラットの供給数が不足していたりした場合、あるいはフラットの賃料が他の地方よりもかなり高額となっているような場合は退所が容易ではない。

また上述したように、非行少年が立ち直るという目的に特化したプログラムが提供されているわけではないため、日本の更生保護施設のほうが少年のニーズを見極めて、物的にとらわれない、少年の精神的、心理的、家族との調整や可能性と必要性に応じて家族への働きかけもを含めた処遇を行なっており、より統合的な対応をしており、総合的な支援も行ないうる体制にあるともいいうことができるかもしれない。

なお留意されるべき事柄としては、政治的な影響が大きいように思われた。すなわち、平成 22 年の総選挙によって、政権は労働党から保守党（と社会民主党との連合）政権へ移った。そのため少年の保護観察は予算を約 30% という大幅な割合を削減されたとのことである。こうしたことが、少年の再犯防止や社会復帰の援助にどのように影響するのかも興味深く、今後フォローされるべきテーマということができるよう。国が異なることによって、社会的な制度の違いによる影響、アウトプットの違いへの影響についても十分な注意が必要である。

## 第 10 章 おわりに

調査研究の中間的な調査報告としては、以上第 1 章から第 9 章までに述べてきたとおりであるが、あらためて現在までのところ得られた暫定的な成果について簡単にまとめておくこととしたい。

第一に、更生保護施設の少年たちにより将来におけるより広い職業選択に役立つ機会が提供される工夫がなされることが望ましいと考えられる。第二に、更生保護施設以降における、労働行政や社会福祉との連携が、少年の個人的なニーズや意向を尊重して行われることが重要だと考えられる。

また、第三には、困窮する非行少年への対応を充実させるためには、非常に不遇に置かれている更生保護施設の職員の待遇を大幅に改善する必要があると思わ

れる。第四として、少年院以前に非行少年と関係した社会福祉機関における少年への対応を再検討し、必要に応じた改善がなされる必要があると考えられる。

さらに、第五として、更生保護施設の少年たちには親子関係が完全に途絶してしまったり、関係の修復に大きな困難を伴うと思われる崩壊的状態の家族が見られる。この程度については、性差があり、男子の非行少年と女子の非行少年によって大きく異なることである。単に女子が家族の影響を大きく受けるというだけではなく、女子の非行少年の家族のほうが崩壊度が高いのではないかと推察された。まだ、発見段階というのはおこがましいが、今後この点について、容易ではないが正確な調査が進められる必要があると思われる。またこうした事態を予防するためには、国際的に見てわが国に特異な単独親権の民法（家族法）の改正を射程におく必要があると考案される。

